

### Q3. 「退職一時金の選択申出書」が届きました。 一時金と年金どちらが得なの？

A

損得はありません。 ご自分の納得できるほうをお選びください。

- ・「退職一時金」は、基金の独自給付である加算部分を反映させるものです。  
加入期間3年以上10年未満で退職され方がこれに該当します。  
(退職したすべての方が対象ではありません)
- ・退職時の年齢が60歳を超える方は退職一時金を請求します。
- ・退職時の年齢が60歳未満の方(中途脱退者)は「退職一時金の選択申出書」を基金に提出します。

「退職一時金の選択申出書」とは

中途脱退者は、「退職一時金」をその時点で請求する他に、「退職一時金を原資としてこれを他の制度へ移換し年金かする」方法があり、いずれを選択するかを申出てください。

5つの選択肢

- ①退職一時金 ②企業年金連合会へ移換 ③④再就職先の企業年金へ移換 ⑤国民年金基金連合会に移換

選択の損得 と 選択の状況

- ・はじめに述べたとおり原資は退職一時金額であり、これを今精算するか他の制度に移して年金化するかの違いだけで、損得はないといえると思います。
- ・ただ、②は移換原資から手数料が引かれる。③④⑤は退職後の方向性で必ず該当するものではなく、その手続きが煩雑であること があげられます。
- ・当基金の退職一時金が最高でも32,700円と比較的小額なことと、手続きの煩雑さもあり、これらを総合して該当者の選択結果は圧倒的に一時金選択を希望する方が多いのが現状となっています。

詳しくは「基金の年金・一時金」の「退職一時金」をご参照ください。